

平成 26 年 12 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 26 年 12 月 25 日（木曜日）

平成26年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成26年12月25日(木曜日) 午後3時～午後4時30分

2 開催場所 南大隅町本庁会議室

3 (1) 出席委員(18人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 巳
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 事務局主幹 川田原 司
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地証明願いに係る証明について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 地籍調査に伴う農地の地目調査協議について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成26年12月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は18名です。全員出席ですので、総会は成立しております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、11番の田中委員と12番の溝田委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第17号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は1件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第17号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第17号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連しまして、担当委員の現地調査等の報告を求めますが、私の担当区でございます。

〇〇〇氏が宮崎市の住所になっているように、こちらの住宅、農地を処分をしたいということで、そういうことで〇〇氏と縁故の関係がございまして、話が進んだということでございます。6ページの申請地の下の方に〇〇〇〇というのがございますが、ここに住宅が建っております。これを処分したいために農地まで込みで処分をしたいということだったようです。〇〇氏と話しましたところ、今借りている人にそのまま農地は貸して、ということでもございました。〇の地区で、中間管理機構のモデル地区も設定されておりますし、そういう方向でも進めたいと思っております。

議長： 開化平の方は愛甲委員をお願いします。

10番： 10番、愛甲です。

議長： 10番、愛甲委員。

10番： 現地の状況ですが、花之木の農業機械センターより城内集落へ少し入ったところの、町道を南西に500m位入った所でした。三方を20年以上の杉林に囲まれた南向きの少

し傾斜がある農地で、トラクターできれいに耕運されていて、いつでも耕作できるような状態でした。審議の方をよろしくお願いします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

13番： 13番、野村です。

議 長： 13番、野村委員。

13番： ○○さんについては私も知っているのですが、申請の中で、譲受人の経営面積が0㎡になっていますが、これに関係しまして規模拡大という形になるのですか。

事務局： 今の件につきましては、事務局も議案を作る時に悩んだところですが、経営面積が0㎡ですが、新規就農にあたるかというところもおかしいところで、現在、お母さんの土地を暇々でされているということで、規模拡大としたところでございます。

13番： 13番、野村です。

議 長： 13番、野村委員。

13番： すみませんが、もう1点、4ページの10アール〇〇万円、これは田と畑の平均ですか。

事務局： これに関しましては、先程担当委員が説明しましたように宅地・家・トラクター等を全て込みで買われまして、農地についてはこの面積で10アール、〇〇万円ということでございます。

5番： 5番、田淵です。

議 長： 5番、田淵委員。

5番： 譲受人が面積が0㎡となっていますけれど、農地の下限面積の30アールないといけないのではないのですか。

事務局： 今の件に関しましては、元々30アールではなくて、譲り受ける所を含めて30アールになればよいということで、今回が3,451㎡ありますので、大丈夫ということになります。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第17号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第17号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第18号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは10ページをお開きください。今月の農地法第4条の許可申請は1件です。議案書をもとに説明します。

(議案第18号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますが、今回の経緯について、次長の方が説明をいたします。

事務局： 別紙で〇〇〇〇〇の再申請についてという説明書きをつけておりますので、こちらで説明させていただきます。

先程、課長が申しましたように、この案件につきましては、10月の定例総会におきまして、許可相当ということで県知事の方に意見を送付しておりましたところ、県から質問がきまして、この研修所までどういうふうにして行くのかという質問がありました。地図をお開きいただきたいと思います。この地図の〇〇〇番〇が今回研修所が建つ所でございます。〇〇〇番〇が大きく青で囲ってあります。それと〇〇〇番が赤で囲ってありますが、ここに既存の農道というのが通っております。この農道を利用するという事で、県の方に回答しましたところ、研修所までの農道は雑種地なりに地目変更をして通路にしないといけないということでございました。それでは、この通路を追加で出しますと言いましたところ、研修所とセットでないと駄目だということでございまして、10月の案件は取下書をだしております。今回、研修所と通路をセットで出し直しという案件でございます。ですが、〇〇〇〇〇の方にそういう説明をしましたところ、この農道が2筆にまたがっているものですから、分筆登記が2筆分経費がかかるということで、今回申請の場所に通路を造りたいということでございました。県の方にもその旨を説明しましたところ、県の方も良いでしょうということで、今回の申請となったところでございます。よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入ります。
事務局からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

14番： 14番、武田です。

議 長： 14番、武田委員。

14番： この既存の農道の横にはできなかったのでしょうか。

事務局： 現在の農道の横に1 m位の幅で造ればどうですかと、打診はしたところですが、そこに石垣があって、それは壊さないということでしたので、今、通路が中に入っていますので、こちらの方が良いという申請者の希望です。

17番： 17番、富田です。

議長： 17番、富田委員。

17番： 事務局にお尋ねしますが、この資料に4条の許可を要しない場合ということで、自分の土地に通路を入れるのは許可がいらぬということですか。

事務局： 自分の農地にそういう農道、水路、保安林等を通す時は4条の許可はいらぬと、農道等に関しては面積の制限もないということでございます。
今回の案件は、研修施設を造るまでは農地に行くための農道だから許可は入りません。しかし、今回研修施設を造るので、研修施設に行くための通路であれば、転用の許可があるということでございます。

14番： 14番、武田です。

議長： 14番、武田委員。

14番： 確認でよろしいですか。これは別として、農道があって、その農道の奥に家を造った場合、この奥まで行く通路を造りなさいということですか。

事務局： はい、そういうことになります。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第18号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第18号受付番号1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： それでは、次に議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、20ページの議案第19号の議案書をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は1件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第19号 受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： 1 番、徳留です。

議 長： 1 番、徳留委員。

1 番： 今説明がありましたように、今年の 5 月に農振除外の申請がだされたところでございまして、再度 18 日に現地に行ってみました。現地の状況は 5 月と変わりありませんでしたが、〇〇〇〇〇の北側の下にありまして、竹等が生い茂って何年も管理されておらず荒れているような状況でした。調査の意見としまして、集落の近くであり、〇〇〇〇〇〇の通学路沿いで荒れた状態だと環境的にも悪いのではないかと思います。また、これから先も耕作される予定はないものと思われまふ。今回の転用の申請はやむ負えないのではないかと思います。また、南大隅町の人口が増えていいのではないかと思います。皆さんの審議をよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 19 号受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 19 号受付番号 1 番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： それでは、次に議案第 20 号非農地証明願ひに係る証明についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、28 ページの議案第 20 号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願ひに係る証明の申請は 1 件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第 20 号 受付番号 1 番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくお願ひします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10番： 10番、愛甲です。

議長： 10番、愛甲委員。

10番： 12月18日に、事務局より課長始め3人、会長、田中委員、それと申請人の代理の〇〇さんと現地調査を行いました。現地の状況は、川北坂を登った所より南に行くと花之木ゴルフ練習所がありますが、それを岩前集落方面へ500m程下った町道より30m程入りこんだところでした。調査の意見といたしまして、現地に行く農道等もなく、私有地を通って行くような状態でした。四方を30年程の杉林に囲まれ、30年以上耕作していないため、杉の倒木や雑木等が生い茂っている状況でした。重機を入れても農地化は難しいと考えられます。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第20号受付番号1番は、非農地として証明することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第20号受付番号1番は、非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に、議案第21号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、32ページの議案第21号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第21号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく願います。

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 2 1 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 2 1 号は計画のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 2 2 号地籍調査に伴う農地の地目調査の協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 3 6 ページの議案第 2 2 号の議案書をご覧ください。町長より地籍調査に伴う農地の地目調査協議について意見を求められております。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第 2 2 号の議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長： ただ今、事務局より説明がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

2 番： 2 番、有川です。

議 長： 2 番、有川委員。

2 番： 地籍調査は、現在どれくらい進んでいますか。

事務局： 進捗は 2 0 %、いってないと思います。

5 番： 5 番、田淵です。

議 長： 5 番、田淵委員。

5 番： 畑の筆数が 100 も減っているのは合筆したからですか。

事務局： 2 筆あったのを 1 筆にまとめたり、合筆だと思います。
面積は測量して、正しい面積になって、増えていると思います。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 2 2 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 2 2 号は原案のとおり承認し、町長に意見を送付します。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について

議 長： それでは、以上をもちまして、平成 2 6 年 1 2 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉
会いたします。